

兵庫地方最低賃金審議会
第2回計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年8月23日(金) 9時51分～11時05分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	梅野委員、千田委員、高階委員
労働者代表委員	岩崎委員、黒石委員、田中委員
使用者代表委員	岡村委員、黒田委員、谷口委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県計量器等最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>飯田賃金指導官 おはようございます。 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。 本日は、お暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。 ただ今から、第2回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので、御報告します。 それでは、部会長よろしくお願いいいたします。</p> <p>梅野部会長 それでは、議題に入ります。 まず、議題(1)「兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議」です。 前回、8月21日専門部会では、労使それぞれ今年の計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的なお考えをお聞きしました。 それぞれの御意見はこういうものです。 まず、労働者側は、社会・経済の基盤となる計量器等製造業の業界の優位性を維持する必要があること。そして、また、その計量器等製造業で働く人達のプライドや優位性を維</p>	

持する必要がある。それによって、人材流出を防ぎ、優秀な人材を確保するという必要性があるということです。そのためには、他業界とは異なった優位性を保つ、地賃とは違った優位性を持っていたいということです。以上の理由から、改正の必要性はあるという御意見でした。

一方、使用者側の意見としては、使用者側の負担となる輸送費、原材料費等が高騰しており、その反面価格転嫁は十分進んでおらず、経営自体も非常に厳しいものがある。地域別最賃もかなり大幅に上がっていく状況で計量器等製造業は厳しい状況にあるということです。計量器の優位性を維持するということは理解できるし、労働者の賃金も大事だとは考えていますが、賃金以外の要素、例えば働き方の多様性や労働条件の改善等、こういったことにも目を向けて産業の優位性を維持する必要があるのではないかと、そういう方向の議論もありうるのではないかと御意見でした。以上のことから、使用者側としては、改正の必要性はないということでした。

ということで、8月21日は意見の一致には至らなかったわけです。

本日引き続き審議を進めていきます。

前回同様、最初に労使それぞれ打合せの時間は必要ですか。

各委員

はい。

梅野部会長

では、別室にて10分、15分程度で打合せをお願いいたします。

(労使委員それぞれで打合せ)

梅野部会長

それでは、審議を再開します。

前回の審議以降、使用者側、労働者側それぞれ今年の計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

使用者側委員からまずお願いいたします。

岡村委員

それでは、岡村の方から述べさせていただきます。

まず一昨日もお話しさせていただきましたとおり、県としての最賃がこれだけ大きく上がってくる中で我々企業としても、それに対応していかないといけない。別途働き方改革もどんどん進んでいますが、やはり賃金だけではなくて、年間休日をもっと増やしていかないといけない。もちろん働く環境を改善していこうと、様々な取組をして、我々企業としても、新たに新入社員を含めて、雇用をするということも非常に厳しい競争にさらされているわけですから、そういういろんなものに回す原資も必要であるという中でやはり我々

計量器業界のみさらに差をつけることは非常に厳しいだろうと考えます。

世の中の流れ、政府の方針も含めて今最低賃金は、以前とは違い非常に上がってきていますから、それにはしっかり対応して、さらにそれから先というのは特に計量器関係は小さい企業も多いです。それぞれ企業ごとにやはり何かに投資をして、従業員にとって、何が良いことなのかということは、もちろん最賃だけではなくて、いろんな働き方改革への取組、環境、休日増への対応というのが必要かなという意味でも、やはり一昨日と同じように今回計量器製造業の専門部会としてのさらなる上乘せというのは難しいという結論に至っておりますので、よろしく申し上げます。

梅野部会長

分かりました。

では、今度は労働者側から申し上げます。

黒石委員

特段変わったということはないのですが、やはり計量器の優位性というところは変わらずということではあります。何とか業界を発展させていきたいという強い思いを持っておりますので、まずこの優位性というのはしっかり確保していきたいということであります。

今、世の中の状況でいきますとどうしても人手不足ということがありますが、ここまでくるとやはり企業の存続ということを考えていけないといけな。本当にいかに人材を確保していくかということになっていくかと思えます。

やはり特定最賃審議の場でこういった議論ができること自体、素晴らしいことですから、この優位性を手放すということはまずは考えたくないです。

基本的には前回と同じような形ですが、必要性ありを主張させていただきます。

梅野部会長

分かりました。

意見が今日もまだ一致していませんので、公労、公使で話を聞きたいと思えます。

では、使側の方から、お話ししましょう。

(公使会議、公労会議、労使会議)

梅野部会長

それでは、再開いたします。

労使で直接お話しいただきました結果を使用者側の方から、教えていただけますか。

岡村委員

私どもの申し上げていることを労側も十分に理解していただいている中でやはりこの計量器等製造業の専門部会があるということが一つこの業界に働く人達のやる気につながる

ということはありません。とはいえ、やはりこれをこのまま継続していける可能性は非常に低いということは十分に認識してもらっています。

歴史を見たときに、元々計量器は電子部品系等から分離してきたという話を聞いたこともありますので今我々の計量器というものは資料の従業員数の分母でみても1,800人と非常に少ない。その状況であれば、元々の電子部品の方に戻るといっても含めて、あとはそれもできないとすれば、本当に計量器としての専門部会を継続するのが良いかどうかということは継続して考えていきたいと思いますということになりました。

ただそれがすぐに結論が出せるものではないので、それは間違いなく継続して検討していくということを課題として残し、共に在り方については考えていきたいと思いますということで、今回については、必要性ありということでは労使で合意いたしました。

梅野部会長

ありがとうございます。

労働側は何か。

岩崎委員

御発言いただいたとおりです。

この発言を議事録に残して、これからまた労使で協議をさせていただきたいと思います。

梅野部会長

ありがとうございました。

では、労使の御意見をお聞きしましたところ、御意見が一致したということです。

本専門部会としての意見をまとめます。

7月19日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するというのを議決しております。

まずは、全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県計量器等製造業の最低賃金の改正必要性の有無について、本専門部会において、「兵庫県計量器等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて、異議はございませんか。

各委員

異議なし。

梅野部会長

出席者全員の賛同をいただきました。

本専門部会においては、全会一致により「兵庫県計量器等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至ったということを確認しました。

では、事務局は「兵庫県計量器等製造業最低賃金については改正決定することを必要と

認める」との専門部会報告及び答申文について、それぞれ（案）の作成をお願いいたします。

安積賃金室長

はい、それでは、準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

○事務局

（事務局が当該文書を準備し、部会長確認後、各委員に配布）

梅野部会長

それでは、報告文（案）を確認します。事務局において、文案を読み上げてください。

飯田賃金指導官

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 梅野 巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員

梅野 巨利

千田 直毅

高階 利徳

労働者代表委員

岩崎 和人

黒石 尚稔

田中 祐介

使用者代表委員

岡村 剛敏
黒田 俊一
谷口 幸史
以上です。

梅野部会長

ただ今、読み上げていただいた報告文（案）の内容でよろしいですか。

各委員

はい。

梅野部会長

では、報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

事務局

（部会長に答申文（案）の確認を行い、その後答申文（案）を各委員に配布する。）

梅野部会長

では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

飯田賃金指導官

兵庫労働局長

赤松 俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

梅野部会長

ただ今読み上げていただいた答申文（案）の内容でよろしいですね。

各委員

はい。

梅野部会長

それでは、答申文（案）から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することといたします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとします。

事務局は準備をお願いします。

事務局

（答申文を梅野部会長に渡し、部会長から岡本労働基準部長に答申文を手交。）

梅野部会長

では、続いて、議題（3）「その他」です。事務局から、説明事項等ございますか。

安積賃金室長

本日、改正必要性ありの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後15日間行うこととしております。

そのため、次回の日程についてですが、今回は9月9日（月曜日）午後3時からの開催でお願いいたします。

また、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断をお願いいたします。

梅野部会長

では、今回は9月9日（月曜日）午後3時からの開催です。

今回は金額審議となりますが、昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開としたいと思います。よろしいですか。

各委員

（異議なし）

梅野部会長

特に異議もないので、その予定で今後進めていきます。

その他、何かございますか。

岩崎委員

労働局で作成いただいているこの資料の 17 ページに平成元年以降の計量器の推移等々は紹介がされているのですが、先ほどもありましたように特定最賃計量器の将来的な問題というのは労使の課題となっています。労働局にあるだけの計量器に関する資料、電子から分離されたときの資料などがあれば助かりますし、過去の歴史に関する資料があれば、9日までに用意いただければありがたいなと思います。

安積賃金室長

はい、それでは、事務局で調べまして、提供できるものがございましたら御準備させていただきます。

梅野部会長

他にございますか。

各委員

(特になし)

梅野部会長

では、本日の審議はこれで終了します。
ありがとうございました。

梅野 巨利

黒石 尚稔

岡村 剛敏